

重要な会計方針

1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

該当事項はありません。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

なお、役職員への賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

4 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

① 取得差額がないもの

原価法（売却原価は先入先出法により算定）によっております。

② 取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によっております。

5 収益及び費用の計上基準

該当事項はありません。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

7 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 行政コスト計算書

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	2,243,531,347 円
自己収入等	△ 5,633,196,900 円
機会費用	8,067,940 円
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	△ 3,381,597,613 円

(2) 機会費用の計上方法

① 政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10 年利付国債の令和 8 年 3 月末利回りを参考に 2.345% で計算しております。

② 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

2 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	3,908,070,674 円
うち定期預金	3,600,000,000 円
(差引) 資金残高	308,070,674 円

3 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：円)

区 分	期 末 に お け る 貸借対照表計上額	期末における時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	246,428,689	199,245,000	△ 47,183,689
合 計	246,428,689	199,245,000	△ 47,183,689

(2) 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当なし

(3) 満期保有目的の債券の期末日後における償還予定額

(単位：円)

区 分	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年 超
社債	0	0	0	250,000,000
合 計	0	0	0	250,000,000

4 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	39,162,462 円
退職給付費用	16,174,904 円
退職給付への支払額	△ 1,464,372 円
期末における退職給付引当金	53,872,994 円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	16,174,904 円
----------------	--------------

(4) 確定拠出制度

拠出額	849,258 円
-----	-----------

5 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金で行っております。また、1年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等で行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券			
満期保有目的の債券	246	199	△ 47

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

国債・地方債等は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

- 6 重要な債務負担行為
該当事項はありません。
- 7 重要な後発事象
該当事項はありません。